平成２９年（フ）第１５９０号
福岡市城南区田島４丁目６番19号
破産者　福山　絵理
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９１号
福岡市南区柳河内２丁目１―21―102
破産者　得丸　啓子
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８６号
福岡県久留米市東合川新町５番１―23号
破産者　重松　繁喜
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１７７２号
札幌市白石区栄通13丁目１番37号　ドミトリーＳＫ―103号
破産者　長内　朗裕
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０号
埼玉県戸田市大字新曽1090番地　アンフォーラＴＤ202号室
破産者　大久保宗道
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６１号
さいたま市見沼区東大宮３丁目４番地１　大宮砂住宅Ａ―604
破産者　齋藤タツ子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７０号
埼玉県川口市榛松２丁目15番12号　アルカディア101号
破産者　飯塚　敏子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
長野県小諸市甲1809番地２
破産者　中澤　雅也
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１１８９号
名古屋市守山区中新５番23号
破産者　内田　清司
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１９０号
名古屋市守山区中新５番23号
破産者　内田　由美
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６７号
名古屋市中村区日ノ宮町５丁目55番地の２　エクセル日ノ宮205号
破産者　宿名明日香
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２７７号
愛知県半田市白山町４丁目58番地　エクセレント白山102号
破産者　阿部　正良
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３９号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の１　アーバンラフレ志賀８棟105号
破産者　甲斐　新一
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０１号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町２丁目155番地２
破産者　藤井　博美
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２６６号
兵庫県姫路市網干区浜田233番地５
破産者　黒田　浩一
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５９号
兵庫県姫路市飯田522番地13
破産者　中尾　好孝
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２４０号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地14―305
破産者　メガネブティック秀欣こと石井康裕こと　石井榮治郎
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９２号
島根県出雲市平田町1875―28、住民票上の住所島根県出雲市西園町2695番地
破産者　小川　弘知
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部